

全建労発第 14号
令和4年5月24日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥村 太加典
〔 公 印 省 略 〕

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（一部改正）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。本会の活動につきましては日頃から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について厚生労働省では、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」（平成26年5月30日付け基安労発0530第1号、基安化発0530第1号（以下「平成26年5月30日付け鉛通知」））及び、「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」（令和2年8月17日付け基安化発0817第1号（以下「令和2年8月17日付け剥離剤通知」））により通知を行っておりますが、この度、2つの通知で示される内容を参照しやすいよう、「平成26年5月30日付け鉛通知」に含まれている健康障害防止対策の内容を「令和2年8月17日付け剥離剤通知」に盛り込み、別添のとおり改正した旨、通知がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

（担当：労働部 吉田）